

説 明 資 料

〔納税環境整備に関する専門家会合の議論の報告〕

令和4年11月8日（火）

納税環境整備に関する専門家会合
座長 岡村 忠生

目次

＜税務手続のデジタル化について＞

1	記帳水準向上・適正申告を図るための今後の議論の方向性（デジタル化等を踏まえた今後の対応）	3
2	納税者が保有する税務関連情報のデジタル化	6
3	申告納付手続のデジタル化	
(1)	納税者・税務当局間の手続	10
(2)	税務行政のデジタル・トランスフォーメーション	14
(3)	第三者から提出を受けた電子データの利活用	
①	プラットフォーム事業者による報告のためのモデルルール	17
②	電子データを申告情報に直接反映できる仕組みの構築	21
4	地方税における税務手続のデジタル化	25
5	専門家会合における主な意見	29

＜個別のサポートが必要な納税者への対応について＞

1	国税当局における確定申告に関するサポート	36
2	日本税理士会連合会・税理士会における税務申告支援に関する取組	38
3	日本税理士会連合会・税理士会における成年後見等に関する取組	40
4	専門家会合における主な意見	41

＜税に対する公平感を大きく損なうような行為への対応について＞

1	税に対する公平感を大きく損なうような事例	44
2	専門家会合における主な意見	51

税務手続のデジタル化について

(令和4年10月19日専門家会合 財務省・国税庁・総務省資料抜粋)

1 記帳水準向上・適正申告を図るための今後の議論の方向性（デジタル化等を踏まえた今後の対応）

2 納税者が保有する税務関連情報のデジタル化

3 申告納付手続のデジタル化

(1) 納税者・税務当局間の手続

(2) 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

(3) 第三者から提出を受けた電子データの利活用

① プラットフォーム事業者による報告のためのモデルルール

② 電子データを申告情報に直接反映できる仕組みの構築

4 地方税における税務手続のデジタル化

5 専門家会合における主な意見

記帳水準向上・適正申告を図るための今後の議論の方向性 ①

複式簿記の普及・一般化

記帳水準の向上は、適正な税務申告の確保のみならず、経営状態の可視化による経営力の強化やバックオフィスの生産性向上、金融機関との資金繰り相談や取引関係の構築などにおける信頼の確保・向上の観点からも重要である。また、会計ソフトなどのICT技術の活用によって、簿記会計の専門知識を有さない納税者においても、大きな手間や費用をかけずに複式簿記による記帳や帳簿等の電子化を行うことが可能な環境が整ってきている。

このような状況を踏まえ、複式簿記による記帳を更に普及・一般化させる方向で、納税者側での対応可能性も十分踏まえつつ、所得税の青色申告制度の見直しを含めた記帳水準向上についての議論を進めていく。

優良な電子帳簿の普及・一般化

正確な記録及びトレーサビリティが確保された会計帳簿の保存は、会計監査や税務調査における事後検証可能性の観点に加え、内部統制や対外的な信頼性確保の観点からも重要である。こうした重要性に鑑みて、既存のインセンティブ措置に加えて、融資審査等における帳簿の活用範囲の拡大や税務調査における更なるデジタル技術の活用などを通じて、納税者における優良な電子帳簿の利用を促していくべきである。

あわせて、必要な機能を充足した会計ソフトの低価格化の見通しなどをはじめ、納税者において優良な電子帳簿の保存に対応するためのコストや事務負担の低減可能性について、関係者との意見交換等を通じた見極めを行いつつ、優良な電子帳簿の普及・一般化に向けた措置の検討を行う。その一環として、既に複式簿記が普及している法人については、税務上の更なる透明性確保と税制上の恩典適用とのバランスも含めて議論を進めていく。

記帳水準向上・適正申告を図るための今後の議論の方向性 ②

電子化を通じた簡便な税務手続の推進

納税者の利便性の向上及び適正な申告納税を確保する観点から、申告書等への記載が必要な情報をマイナポータル経由で取り込み、自動的に反映させていくため、関係法人・団体等の協力を得ながら、取り込み対象となる情報の範囲拡大や一層のデジタル化を図る等、より簡便に確定申告・年末調整を完了できる仕組みの検討を行う。

プラットフォーム事業者からの情報提供

インターネット上のプラットフォーム事業者を介したギグエコノミー、シェアリングエコノミーの近年の伸長を踏まえ、記帳の余裕のない多数の零細事業者、サイドビジネス的事業者の申告の便宜を向上させる観点から、プラットフォーム事業者からの情報提供の在り方について、国際的な議論を踏まえつつ検討を行う。

帳簿不保存・記帳不備への対応

適正な記帳や帳簿保存が行われていない納税者については、真実の所得把握にかかる執行コストが多めで、ペナルティ適用上の立証も困難。また、記帳義務不履行に対する不利益がない中で、記帳の動機に乏しい場合も存在。

記帳義務及び申告義務を適正に履行する納税者との公平性に鑑み、帳簿の不保存・不提示や記帳不備に対して適正化を促す措置の検討を行う。

特に悪質な納税者への対応

課税の公平性を確保するために、税務調査時に簿外経費を主張する納税者、虚偽の書類を提出する等調査妨害的な対応を行う納税者への対応策や、調査等の働きかけに応じない納税者、到底当初より申告の意図を有していたとは思われない納税者等、既存のけん制措置では必ずしも対応できていない悪質な納税者への有効な対応策の検討を行う。

税務手続のデジタル化について

(令和4年10月19日専門家会合 財務省・国税庁・総務省資料抜粋)

1 記帳水準向上・適正申告を図るための今後の議論の方向性（デジタル化等を踏まえた今後の対応）

2 納税者が保有する税務関連情報のデジタル化

3 申告納付手続のデジタル化

(1) 納税者・税務当局間の手続

(2) 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

(3) 第三者から提出を受けた電子データの利活用

① プラットフォーム事業者による報告のためのモデルルール

② 電子データを申告情報に直接反映できる仕組みの構築

4 地方税における税務手続のデジタル化

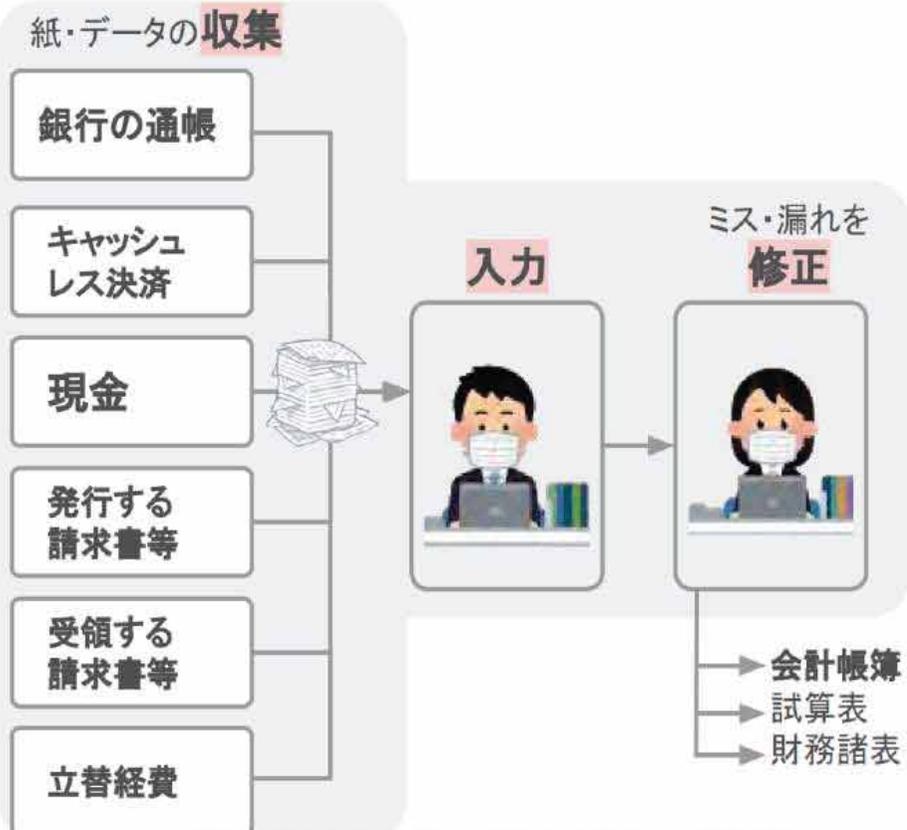
5 専門家会合における主な意見

現在の記帳を巡る環境変化

- 近年、デジタル化が進む中、クラウド会計ソフトの発達により、手間と費用をかけずに簡単に記帳できる環境が整ってきている。
- クラウド会計ソフトは会計知識や経理業務に精通していなくても、青色申告（正規簿記）に対応可能となっている。

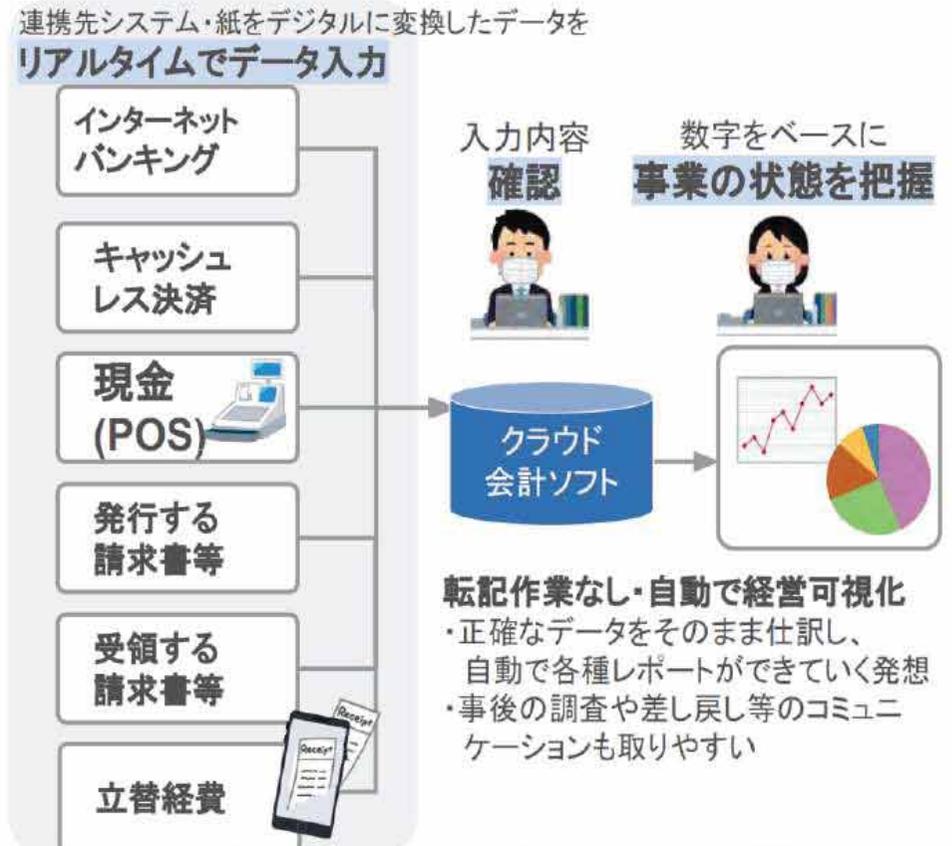
(参考)新経済連盟 御説明資料(抜粋)(税制調査会 第1回納税環境整備に関する専門家会合(令和2年10月7日))

従来の記帳業務のフロー



- ・手作業によるヒューマンエラーリスク
- ・月次決算に二か月かかることも

クラウド会計ソフトを用いた業務フロー



- ・入力から仕訳までデータで一気通貫
- ・経営のための分析業務へ時間を割ける

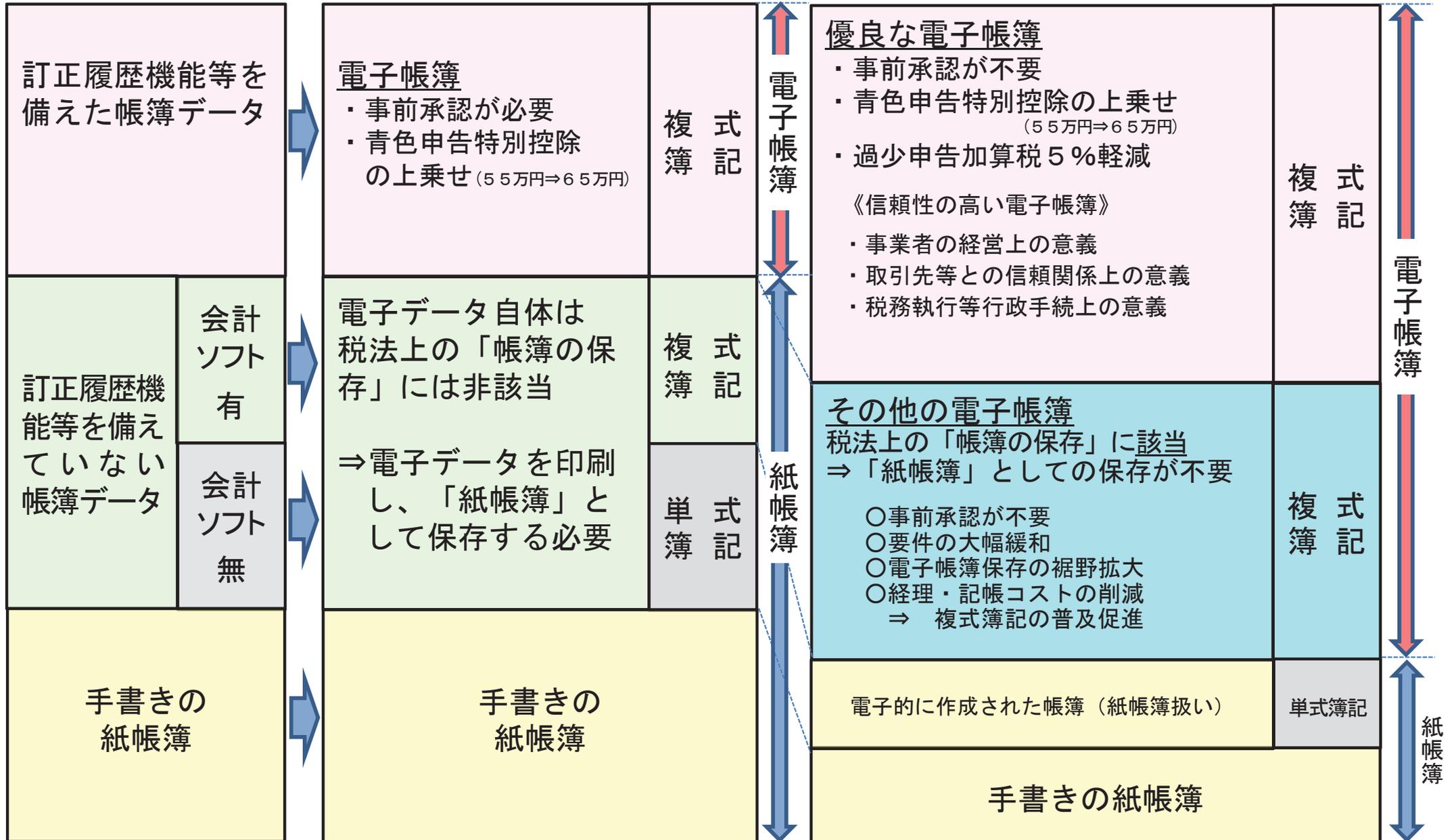
電子帳簿等保存制度の改正の考え方（令和3年度改正）

令和4年10月19日
第8回専門家会合
財務省提出資料

帳簿の作成方法

令和3年度改正前

令和3年度改正後



国税関係書類に係るスキャナ保存制度改正の考え方（推移）

平成27年度改正の概要

- 対象書類を「3万円以上の契約書及び領収書」に拡大
- スキャナで読み取る際に必要な入力者等の電子署名を不要とし、タイムスタンプのみとする。

平成28年度改正の概要

- 社外においてスマホ等により領収書等を記録する場合の手続を追加

令和元年度（平成31年度）改正の概要

- 新たに業務を開始した個人の承認申請期限の特例（新たに業務を開始した日から2月内）の整備
- 過去分の領収書等について、一定の要件の下、書類の種類ごと1回に限り、スキャナ保存を可能とする。

- ・ 対象書類の拡大
- ・ 要件の緩和
- ・ 申請手続の簡素化・柔軟化

スキャナ保存の使いやすさが向上

令和3年度改正の概要

- 税務署長による事前承認制度の廃止
- 保存要件の緩和・廃止
 - ・ タイムスタンプ付与までの期間を最長約2ヶ月以内に統一
 - ・ 国税関係書類への自署を不要化
 - ・ 訂正・削除履歴の残るクラウド等に最長約2ヶ月以内に格納する場合はタイムスタンプを不要化
 - ・ 検索性の簡素化
 - ・ 適正事務処理要件（相互けん制、定期的な検査及び再発防止策の社内規程整備等）を廃止
- 電子データに関連して改ざん等の不正が把握されたときは、重加算税を10%加重

- ・ 事前手続から事後確認へ
- ・ 最低限の事後検証機能を確保しつつ、要件を大幅緩和
- ・ 電子データの改ざん等の不正行為を抑止するための担保措置を整備

原本の確保



情報の確保

税務手続のデジタル化について

(令和4年10月19日専門家会合 財務省・国税庁・総務省資料抜粋)

- 1 記帳水準向上・適正申告を図るための今後の議論の方向性（デジタル化等を踏まえた今後の対応）
- 2 納税者が保有する税務関連情報のデジタル化
- 3 申告納付手続のデジタル化**
 - (1) 納税者・税務当局間の手続**
 - (2) 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション
 - (3) 第三者から提出を受けた電子データの利活用
 - ① プラットフォーム事業者による報告のためのモデルルール
 - ② 電子データを申告情報に直接反映できる仕組みの構築
 - 4 地方税における税務手続のデジタル化
 - 5 専門家会合における主な意見

税務手続の電子化に向けた具体的取組

1. e-Taxの利便性向上

項目	課題	主な対応策
手続の簡素化	<ul style="list-style-type: none"> (1) マイナンバーカード・ICカードリーダーライターによる本人認証が必要 (2) 添付書類をイメージデータで提出した場合、原本を紙で保存する必要 (3) ID・PWの入力が煩雑 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 厳格な本人確認に基づき発行されたID・PWのみ（マイナンバーカードなし）でe-Tax利用可能とする【平成28年度改正】 (2) イメージデータについて解像等の一定の要件を満たしたものは、原本保存を不要とする【平成30年度改正】 (3) 電子署名等を登録済みの者がマイナンバーカードを利用してe-Taxにより申請等を行う場合には、電子署名等の送信（「署名用電子証明書のパワ」の入力）を要しない【令和4年度改正】
大法人の電子申告義務化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経済社会のICT化等を踏まえ、政府全体として行政手続の電子化を進めてきているが、国税の電子申告の普及は道半ばの状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年度から大法人は電子申告義務化【平成30年度改正】 ○ e-Taxシステムの機能改善、提出書類の簡素化、電子署名の簡便化等を実施【平成30年度改正】

1. e-Taxの利便性向上（続き）

項目	課題	主な対応策						
<p>年末調整の電子化</p>	<p>○ 被用者（納税者）は、各種控除関係書類を書面で收受した上で、年末調整関係の書類等を作成しなければならない。 雇用者（源泉徴収義務者）は、年末調整手続で、書面の申告書等の確認・保管に事務負担を負っていた。</p>	<p>○ 年末調整について、情報の流れを電子化することで、年末調整手続が基本的にオンラインで完結する仕組みを整備</p> <p>○ マイナポータル経由で、控除証明書等の必要書類のデータを一括取得し、各種申告書の該当項目へ自動入力が可能【平成30年度改正以降順次拡大】</p> <p>(参考)マイナポータル連携に対応する手続一覧</p> <table border="1" data-bbox="1039 547 2085 850"> <thead> <tr> <th>令和2年分～</th> <th>令和3年分～</th> <th>令和4年分以降(予定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生命保険料控除証明書 ○ 住宅ローンの年末残高証明書 ○ 住宅借入金等特別控除証明書 ○ 特定口座年間取引報告書 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震保険料控除証明書 ○ 寄附金控除の証明書 ○ 医療費通知情報 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公的年金等の源泉徴収票など </td> </tr> </tbody> </table>	令和2年分～	令和3年分～	令和4年分以降(予定)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生命保険料控除証明書 ○ 住宅ローンの年末残高証明書 ○ 住宅借入金等特別控除証明書 ○ 特定口座年間取引報告書 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震保険料控除証明書 ○ 寄附金控除の証明書 ○ 医療費通知情報 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公的年金等の源泉徴収票など
令和2年分～	令和3年分～	令和4年分以降(予定)						
<ul style="list-style-type: none"> ○ 生命保険料控除証明書 ○ 住宅ローンの年末残高証明書 ○ 住宅借入金等特別控除証明書 ○ 特定口座年間取引報告書 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震保険料控除証明書 ○ 寄附金控除の証明書 ○ 医療費通知情報 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公的年金等の源泉徴収票など 						
<p>法定調書の電子化</p>	<p>○ 法定調書に関する事務の円滑化を進め、入力に係る行政コストの削減を図る必要</p>	<p>○ 法定調書の光ディスク等又はe-Taxによる提出義務基準を「100枚以上（改正前：1,000枚以上）」に引き下げ【平成30年度改正】</p> <p>○ e-Taxを使用して提出する法定調書のファイル形式の範囲にCSV形式を追加【令和2年度改正】</p> <p>○ クラウド等を利用した支払調書等の提出方法の整備【令和3年度改正】</p>						
<p>処分通知の電子化</p>	<p>○ 税務当局から納税者に対して電子交付できる処分通知は、「納税証明書」と「電子申請等証明書」だけに限定されていた。</p>	<p>○ 電子交付による処分通知等の範囲を拡充し、「更正の請求に係る減額更正等の通知」、「住宅ローン控除証明書の交付」、「消費税の適格請求書発行事業者の登録に係る通知」を追加【平成30年度改正】</p> <p>○ 電子交付による処分通知等の範囲を拡充し、「所得税の予定納税額通知書」、「加算税の賦課決定通知書」、「国税還付金振込通知書」を追加【令和3年度改正】</p>						

2. 手続のワンストップ化

項目	課題	主な対応策
納税地異動届の廃止	○ 所得税の納税地を変更・異動する場合には、その変更・異動前の納税地の所轄税務署長に変更届出書を提出する必要	○ 納税地を変更する場合及び納税地に異動があった場合の届出書の提出を不要とする【令和4年度改正】 ※ 転居については住民票の異動情報、転居以外については確定申告書の記載内容で確認可能

3. 納付の電子化・キャッシュレス化

項目	課題	主な対応策
納付のキャッシュレス	○ 現金納付の場合、納税者は金融機関や税務署に赴き納付を行う必要	○ 以下のとおり、キャッシュレス化を推進 ① コンビニ納付【平成19年度改正】 ② ダイレクト納付【平成20年度改正】 ③ クレジットカード納付【平成28年度改正】 ④ QRコードを利用したコンビニ納付【平成30年度改正】 ⑤ スマホアプリ納付【令和3年度改正】

税務手続のデジタル化について

(令和4年10月19日専門家会合 財務省・国税庁・総務省資料抜粋)

- 1 記帳水準向上・適正申告を図るための今後の議論の方向性（デジタル化等を踏まえた今後の対応）
- 2 納税者が保有する税務関連情報のデジタル化
- 3 申告納付手続のデジタル化**
 - (1) 納税者・税務当局間の手続
 - (2) 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション**
 - (3) 第三者から提出を受けた電子データの利活用
 - ① プラットフォーム事業者による報告のためのモデルルール
 - ② 電子データを申告情報に直接反映できる仕組みの構築
- 4 地方税における税務手続のデジタル化
- 5 専門家会合における主な意見

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

令和4年10月19日
第8回専門家会合
国税庁提出資料

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

デジタルを活用した、国税に関する手続きや業務の在り方の抜本的な見直し

(基本的な指針)

利用者目線の徹底

万全なセキュリティの確保

業務改革（BPR）の徹底

税務行政の将来像2.0*

ICT社会への
的確な対応

税務手続きの
抜本的な
デジタル化

あらゆる税務手続き
が税務署に行かず
にできる社会

納税者の利便性の向上
(スムーズ・スピーディ)

申告・申請等の簡便化

自己情報のオンライン確認

チャットボットの充実等

プッシュ型の情報配信

課税・徴収の効率化・高度化
(インテリジェント)

申告内容の自動チェック

AI・データ分析の活用

照会等のオンライン化

Web会議システム等の活用

重点課題への
的確な取組

租税回避への対応

富裕層に対する
適正課税の確保

消費税不正還付
等への対応

大口・悪質事案
への対応

(インフラ整備)

システム高度化と人材育成

内部事務の集約処理

関係機関との連携・協調

* 平成29年に公表した「税務行政の将来像」について、経済社会の変化やデジタル技術の進展等を踏まえ、アップデートしたもの。

- 税務行政のDXにおいて目指す「納税者利便の向上」（利便性向上によるオンライン手続きの促進）は、単に納税者利便の向上（簡単便利）という効果にとどまらず、単純誤りの防止、官民のコスト削減、企業生産性の向上、行政効率化といった効果も期待される。ところ。
- さらに、税務行政のDXを進めることによって、民間の経理事務等のDX化を通じ、経済社会全体のDXに資する効果も期待できる。
- 国税庁としては、こうしたDX推進の意義を踏まえ、以下のような点に留意しつつ、今後、それぞれの取組みを強化していく。

税務行政DX推進 ⇒ 経済社会全体のDXにも貢献

新たな価値の創出	<ul style="list-style-type: none"> ➤ あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会 ➤ 課税・徴収の効率化・高度化し、組織としてのパフォーマンスを最大化
業務改革(BPR)	納税者の目線に立った業務の見直し 自動入力の拡大、納税者サービスの再整理(オンライン手続き、相談、窓口サービス)
ルール	デジタルに沿った手続きの見直し(簡素・合理化)
利活用環境	電子申告の利用拡大、情報申告の電子的提出の推進、データ分析環境の整備
連携基盤	情報連携の推進(省庁間、国・地方、官民)
データ	データ・様式の共通化・標準化
インフラ	マイナンバーカード普及拡大、国税情報システムの高度化

※ 「包括的データ戦略」（令和3年6月18日閣議決定）に掲げるデータ戦略のアーキテクチャを基に整理

【留意すべき事項】

- 個人情報の保護、情報セキュリティの確保
- デジタルデバイドへの配慮
- ワイズ・スペンディング

税務手続のデジタル化について

(令和4年10月19日専門家会合 財務省・国税庁・総務省資料抜粋)

- 1 記帳水準向上・適正申告を図るための今後の議論の方向性（デジタル化等を踏まえた今後の対応）
- 2 納税者が保有する税務関連情報のデジタル化
- 3 申告納付手続のデジタル化**
 - (1) 納税者・税務当局間の手続
 - (2) 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション
 - (3) 第三者から提出を受けた電子データの利活用**
 - ① プラットフォーム事業者による報告のためのモデルルール**
 - ② 電子データを申告情報に直接反映できる仕組みの構築
- 4 地方税における税務手続のデジタル化
- 5 専門家会合における主な意見

シェアリング・エコノミー及びギグ・エコノミーにおける売主に関する プラットフォーム事業者による報告のためのモデルルール

Model Rules for Reporting by Platform Operators with respect to Sellers in the Sharing and Gig Economy

2019年	OECD租税委員会の第10作業部会で、プラットフォーム事業者の報告義務に関するモデルルールについての議論を開始。
2020年7月	<u>不動産賃貸及び個人サービス</u> を対象とし、各国が任意で採用できる報告制度の世界標準として、シェアリング・エコノミー及びギグ・エコノミーにおける売主に関するプラットフォーム事業者による報告のためのモデルルール（以下「モデルルール」という。）を公表。
2021年6月	モデルルールに基づく自動的情報交換の実現に向け、国際的な情報交換のルール（注1）とともに、 <u>商品の販売、移動手段の賃貸</u> についても対象を拡大することができる「 <u>拡張モジュール</u> 」を公表（注2）。

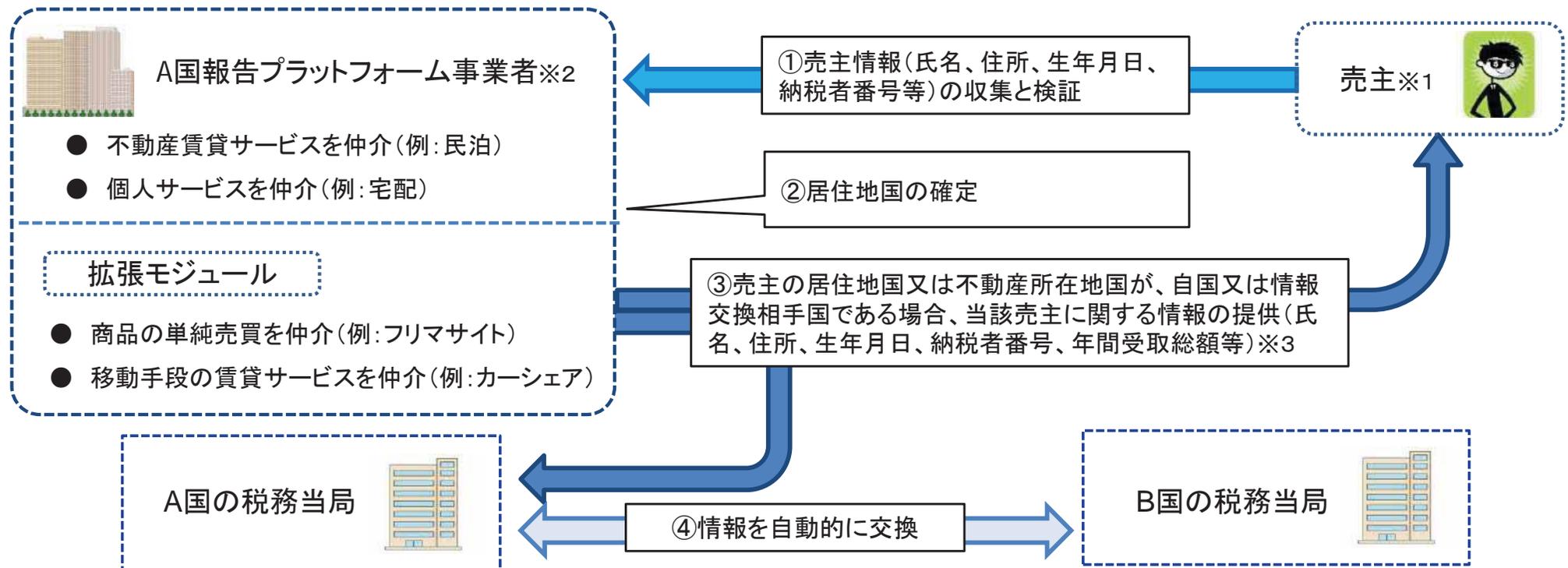
（注1）モデルルールに基づく情報交換の開始時期は未定。

（注2）EUでは、拡張モジュールと同様の範囲を対象として、プラットフォーム事業者からの報告制度を2023年から導入し、EU域内での情報交換を2024年から開始予定。当該報告制度では、EUに税務上の居住地を有するプラットフォーム事業者だけでなく、EU居住者である利用者を有するプラットフォーム事業者であって、EU域内に恒久的施設を有しないもの等も報告義務の対象となる見込み。

EU内と同等の情報が交換できる自動的情報交換の枠組みをEU参加国との間で有している国を居住地国とするプラットフォーム事業者は、報告義務が免除される予定。モデルルール（および拡張モジュール）を採用することによって免除を受けられるかについて、今後、EUが判断する。

モデルルールの概要等

- 報告プラットフォーム事業者は、①売主情報の収集と検証、②売主の居住地国の確定、③税務当局及び報告対象売主に対する当該売主に関する情報の提供を求められる。



- ※1 除外売主(例:上場事業体)については、プラットフォーム事業者による情報の収集等が不要。
- ※2 報告プラットフォーム事業者についても、小規模事業者等について一定の除外事由が定められている。
- ※3 一つのプラットフォーム上に複数の報告プラットフォーム事業者が存在する場合、報告方法について例外あり。税務当局等に対する情報の報告期限は、報告対象年度の翌年の1月末まで。

モデルルールの背景等

- ギグ・エコノミーの発達により、雇用契約に基づく従来の労働関係から、一般的に第三者による報告の対象とならない独立ベースの個人によるサービス提供へのシフトが発生。
 - シェアリング・エコノミー、ギグ・エコノミーの市場拡大は、取引及び関連する支払の電子形式での記録につながるため、税務当局と納税者の双方にとって、透明性の向上とコンプライアンスの負担軽減が図りやすくなる可能性。
 - 売主は、自国のプラットフォーム事業者だけでなく、他国のプラットフォーム事業者も利用しうるため、他国のプラットフォームを利用する売主の情報を、各国の税務当局がどのように入手するかという問題が存在。売主の所在地毎に異なる方式で報告を求められた場合、プラットフォーム事業者にとっても、ビジネスを発展させようとする際のコスト増加要因及び潜在的に有害な障壁となり得る。
- ⇒OECDにおいて、国ごとに異なる報告要件が設定されることを避け、報告された情報についての関係国・地域による自動的情報交換を促進するため、プラットフォーム売主が実現した取引及び所得に係る情報を、統一的な基準により収集するためのモデル報告ルールについての議論が行われ、モデルルールが策定された。

税務手続のデジタル化について

(令和4年10月19日専門家会合 財務省・国税庁・総務省資料抜粋)

- 1 記帳水準向上・適正申告を図るための今後の議論の方向性（デジタル化等を踏まえた今後の対応）
- 2 納税者が保有する税務関連情報のデジタル化
- 3 申告納付手続のデジタル化**
 - (1) 納税者・税務当局間の手続
 - (2) 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション
 - (3) 第三者から提出を受けた電子データの利活用**
 - ① プラットフォーム事業者による報告のためのモデルルール
 - ② 電子データを申告情報に直接反映できる仕組みの構築**
- 4 地方税における税務手続のデジタル化
- 5 専門家会合における主な意見

構想 1：税務署に行かずにできる「確定申告（納付・還付）」（申告の簡便化）

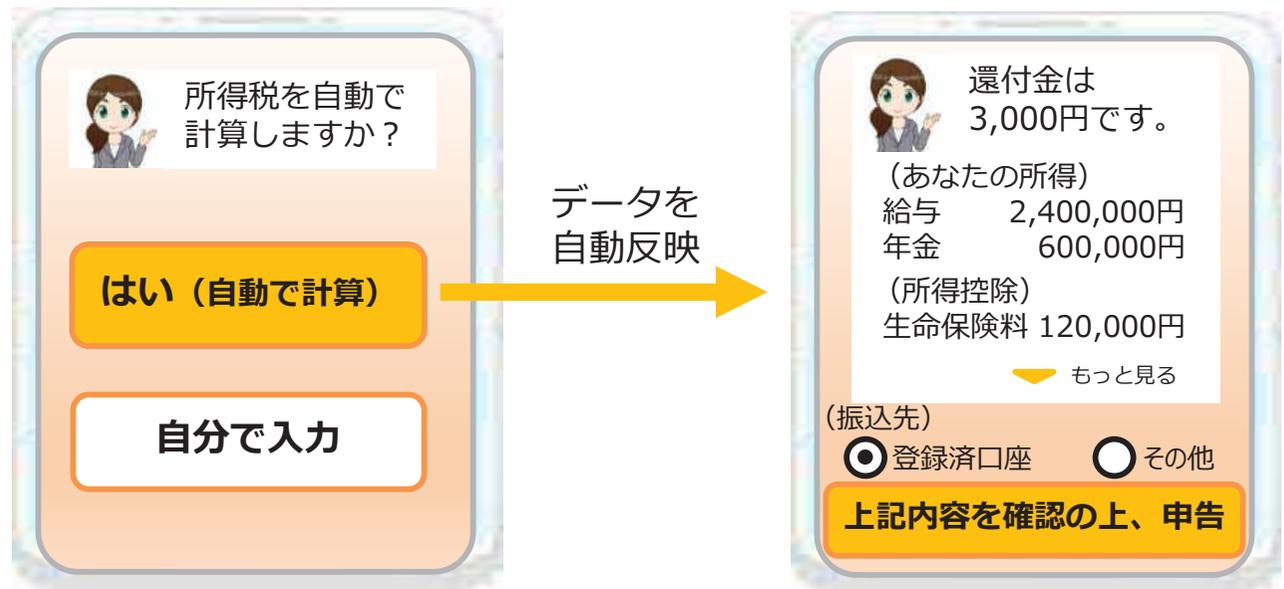
確定申告に必要なデータ（給与や年金の収入金額、医療費の支払額など）を申告データに自動で取り込むことにより、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組みの実現を目指します。

（現状：税務署に行く場合）

- ① 申告に必要な情報を入手・整理（例）
 - ・源泉徴収票（給与・年金）
 - ・生命保険料控除証明書 等※ほとんどが紙で交付
- ② 税務署（申告相談会場）を往訪
※確定申告期は混雑
- ③ 申告データを作成するシステム（国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」）に必要な事項を個々に入力
※還付金振込口座は毎年入力
- ④ e-Taxで申告データを送信

（将来のイメージ）

- ① マイナポータルからログインして「確定申告」を選択
- ② 「自動で計算」を選択
- ③ 内容を確認の上、申告



※個々の項目や還付金振込口座の入力は不要
（振替納税を利用すれば納付も自動に）

（注）

- ・ 国税庁では、マイナポータルを通じて入手したデータを申告データに自動的に取り込む仕組みの整備を進めています。（既に取込可能：生命保険料、特定口座取引等。令和4年～：損害保険料、ふるさと納税等）
- ・ 必要な全てのデータを自動的に取り込むためには、データ交付の普及（発行者の協力）やシステムの刷新等が必要になります。
- ・ 国税庁の提供する「年調ソフト」を利用すれば、年末調整関係書類についても必要なデータを自動的に取り込むことが可能です。

【全体の問題意識・背景】

○ 経済社会のデジタル化の効果

- 納税者においては、日々の取引・記帳・決済等の利便性が向上することで、管理コストが大幅に縮小し、零細事業者や雑所得者でも対応は容易になるのに加え、トレーサビリティが確保された会計ソフト等を利用することで、改ざんの防止・不作為の抑制効果や、客観性が高いデータに基づく申告に繋がることなどの効果が期待される。
- 税務当局においては、小規模事案の適正化に係る行政コストの軽減や、新たな経済活動や働き方の多様化といった社会経済の変化への対応を迅速に行うことなどの効果が見込まれる。

○ 第三者を通じた電子情報の活用

納税者・第三者からの税務当局等へ提供される情報の活用に係るコスト、タイムラグが大幅に縮減されているのが大きな変化である。

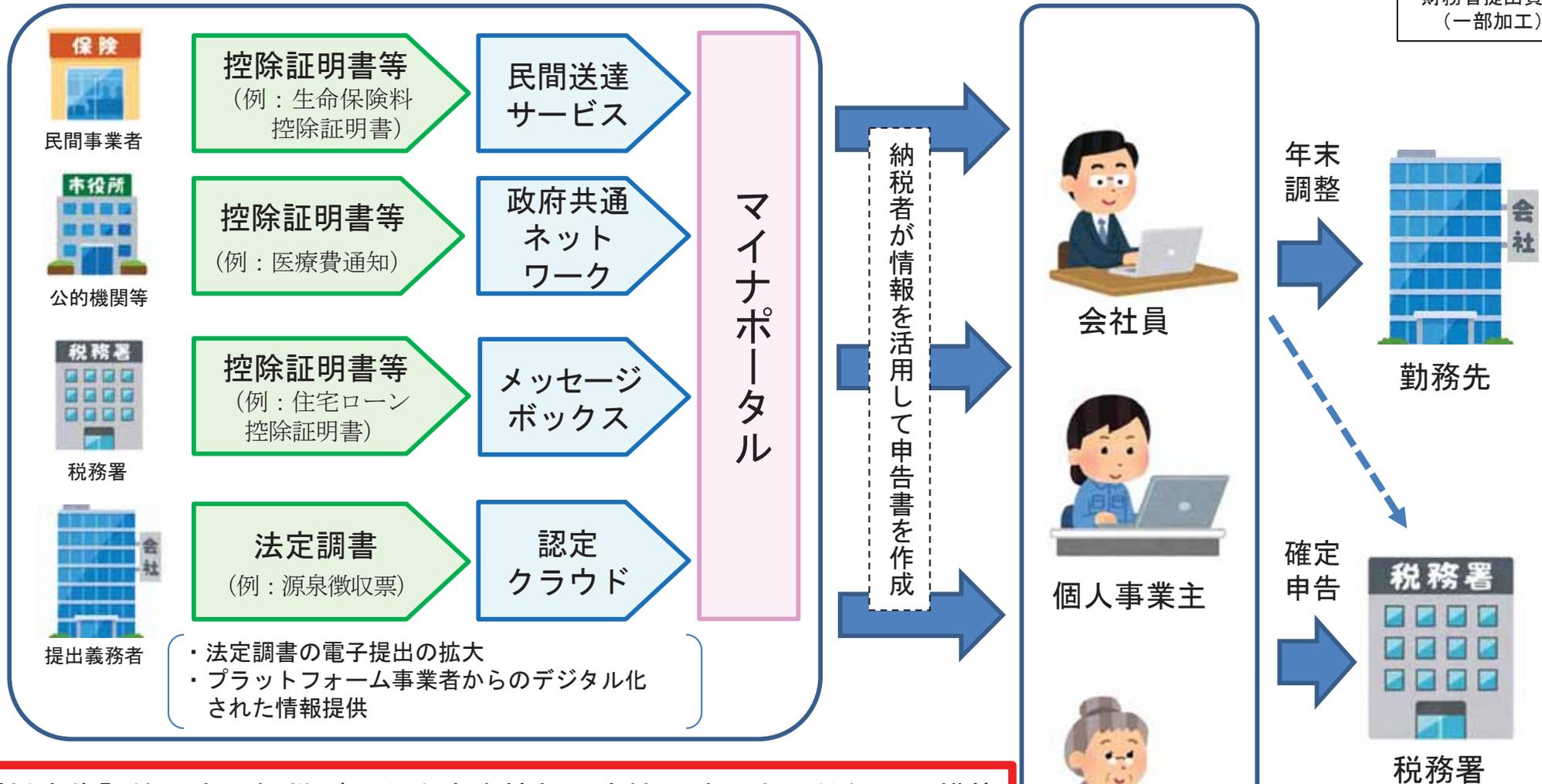


⇒ 第三者から提出された報告(法定調書等)の電子データを、納税者等の申告・納付情報に活用することが可能となっており、納税者の利便性・申告内容の適正性を同時に向上させることに繋がっている。

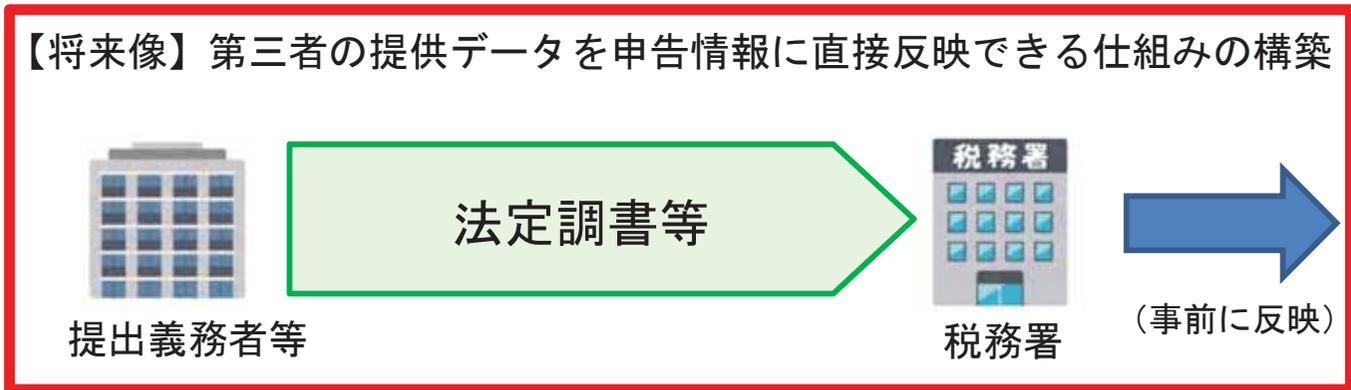
⇒ こうしたデジタル化を通じて得られる情報を活用することによる、利便性・申告内容の適正性の向上に資する活用システムは、今後、税務行政の中核インフラとして充実させていく必要がある。

第三者から提供された電子情報の活用

令和4年10月19日
第8回専門家会合
財務省提出資料
(一部加工)



【将来像】 第三者の提供データを申告情報に直接反映できる仕組みの構築



法定調書等の
情報のデジタル化を推進し
ていく必要

税務手続のデジタル化について

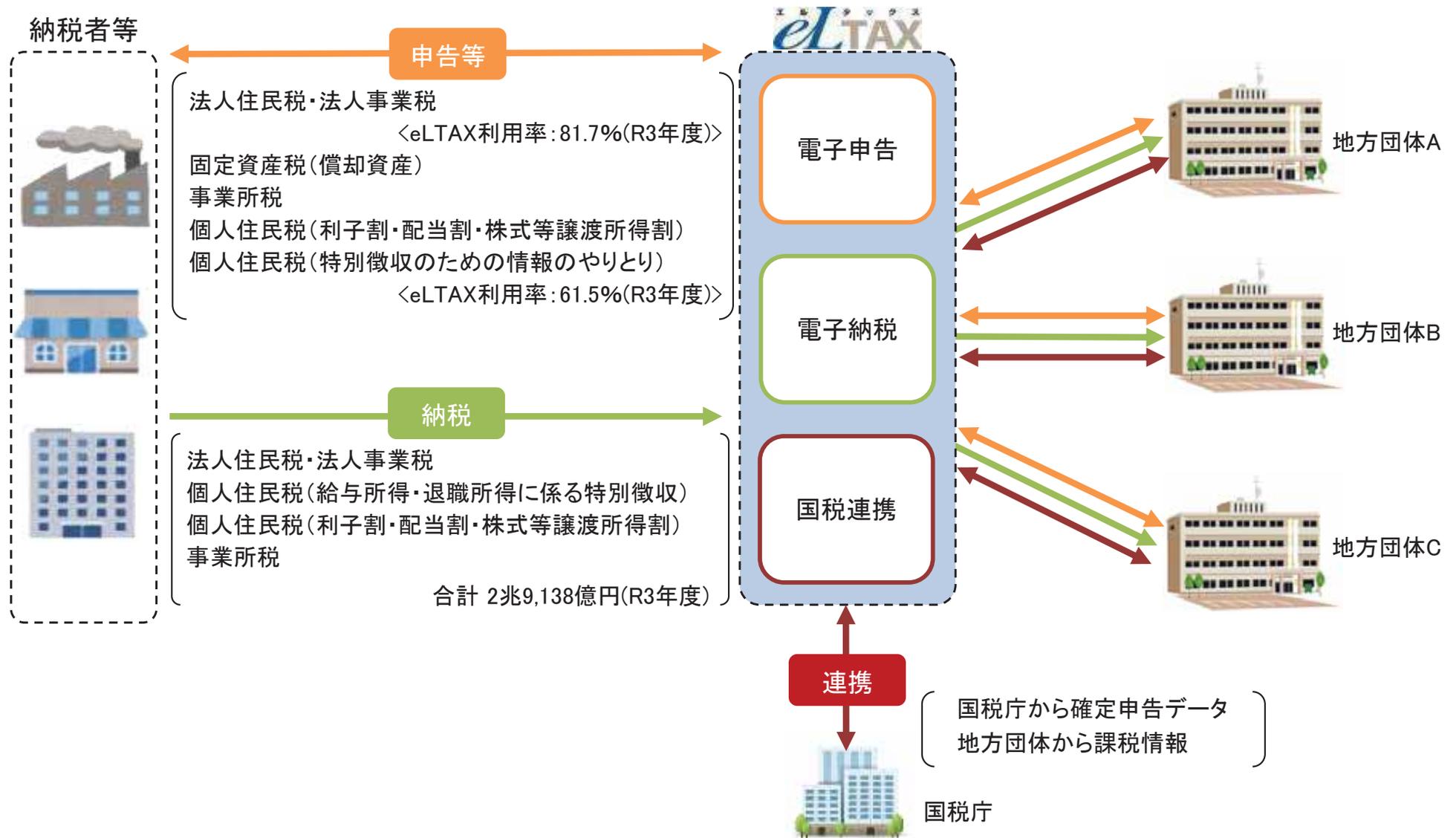
(令和4年10月19日専門家会合 財務省・国税庁・総務省資料抜粋)

- 1 記帳水準向上・適正申告を図るための今後の議論の方向性（デジタル化等を踏まえた今後の対応）
- 2 納税者が保有する税務関連情報のデジタル化
- 3 申告納付手続のデジタル化
 - (1) 納税者・税務当局間の手続
 - (2) 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション
 - (3) 第三者から提出を受けた電子データの利活用
 - ① プラットフォーム事業者による報告のためのモデルルール
 - ② 電子データを申告情報に直接反映できる仕組みの構築
- 4 地方税における税務手続のデジタル化**
- 5 専門家会合における主な意見

eLTAX(エルタックス)について

令和4年10月19日
第8回専門家会合
総務省提出資料

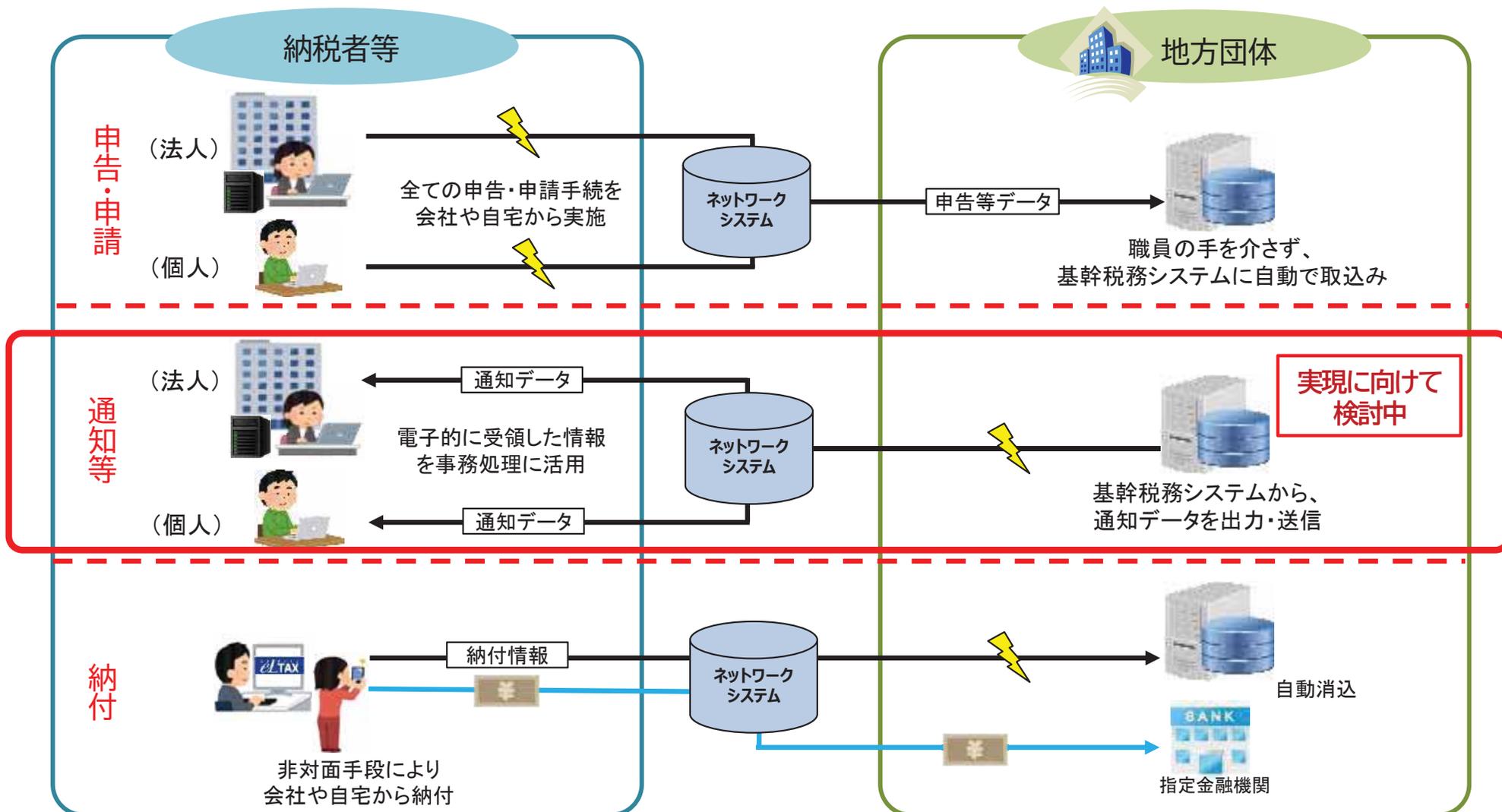
- eLTAXは、インターネットを利用して地方税に係る手続を電子的に行うシステム。
- 複数団体に対する電子申告・電子納税を一括で行うことができるほか、地方団体と国税当局間の情報連携に活用。



地方税務手続のデジタル化に係る「目指すべき将来像」

令和4年10月19日
第8回専門家会合
総務省提出資料

- 納税者と地方団体との間のあらゆる手続についてオンラインで行うことを可能とし、双方において、電子的に受信した情報の事務処理での活用を可能とするなど地方税務手続の「デジタル完結」を目指す。



申告・申請のデジタル化

- 令和4年度税制改正において、納税者等が地方団体に対して行う全ての申告・申請手続について、実務的な準備が整ったものから順次、eLTAXを利用して行うことができるように措置された。
- 今後は、現時点でeLTAX未対応である手続について、可能な限り実装を進めていくとともに、eLTAXの更なる利用率向上に向けて、例えばスマートフォンによる電子申告等への対応など、個人向け手続の増加を見据えた利便性向上の取組が必要。

納付のデジタル化

- 令和4年度税制改正において、eLTAXを通じた電子納付の対象税目及び納付手段が拡大され、令和5年4月から、地方税統一QRコードを活用した納付の仕組みが開始予定。
- 個人の納税者にも馴染みの深い固定資産税等での電子納付が可能となることを踏まえ、今後はさらに、eLTAXの利便性向上や安定的な運用、幅広い納税者を想定した周知・広報などが必要。

国税・他機関との情報連携

- 納税者の利便性向上や行政機関の事務効率化に向けて、国税当局との連携を深めるとともに、地方団体間や他の行政機関等との間でも、更なる情報連携を進める。

地方税関係通知のデジタル化

- 地方団体が納税者等に対して送付する納税通知書など地方税関係通知について、デジタル化を実現するための検討を進める。
- その際、デジタル庁をはじめとする関係機関においても、地方団体等の行政機関と、広く住民・企業との間をオンラインで繋ぐ仕組みについて検討が進められていることから、効果的・効率的なシステム構築の観点からも、これらの動きと十分に連携した対応を図ることが必要。

税務手続のデジタル化について

(令和4年10月19日専門家会合 財務省・国税庁・総務省資料抜粋)

- 1 記帳水準向上・適正申告を図るための今後の議論の方向性（デジタル化等を踏まえた今後の対応）
- 2 納税者が保有する税務関連情報のデジタル化
- 3 申告納付手続のデジタル化
 - (1) 納税者・税務当局間の手続
 - (2) 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション
 - (3) 第三者から提出を受けた電子データの利活用
 - ① プラットフォーム事業者による報告のためのモデルルール
 - ② 電子データを申告情報に直接反映できる仕組みの構築
- 4 地方税における税務手続のデジタル化
- 5 専門家会合における主な意見**